

「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制制度の実施に
当たって必要な事項について（答申）」
（案）

平成16年7月1日付け諮問第121号により中央環境審議会に対してなされた揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制制度の実施に当たって必要な事項について、大気環境部会に揮発性有機化合物排出抑制専門委員会及び揮発性有機化合物測定方法専門委員会を設置し、検討を行った。さらに、これらの報告を踏まえて大気環境部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1．揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制制度について

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第56号）に規定する揮発性有機化合物の排出抑制制度の実施に当たって必要な事項のうち、揮発性有機化合物排出施設の指定及び排出基準値の設定等については、別添1（揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告）のとおりとする。

2．揮発性有機化合物（VOC）の測定方法等について

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第56号）に規定する揮発性有機化合物の排出抑制制度の実施に当たって必要な事項のうち、揮発性有機化合物の測定方法及び規制対象から除外する物質については、別添2（揮発性有機化合物測定方法専門委員会報告）のとおりとする。